

公共施設・財産マネジメントシステム構築等委託業務契約書（案）

山梨県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、山梨県公共施設・財産マネジメントシステム（以下「システム」という。）の構築等委託業務に関し、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的・内容等）

第1条 甲は、「公共施設・財産マネジメントシステム構築等委託業務仕様書」（以下「委託業務仕様書」という。）に基づき、委託業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

2 前項の委託業務仕様書に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（委託期間）

第2条 契約期間は、契約日から令和5年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を、契約日に甲に納付しなければならない。ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2各号の一に該当する場合は免除する。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

（機密保持及び協力義務等）

第7条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 乙は、成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を

他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

- 3 前2項の規定は、前条により再委託する場合の再委託先にも適用する。
- 4 乙は、委託業務の処理にあたりその身分を示す証票を携行するとともに、甲の施設に立ち入るにあたっては、当該施設を管理する甲の職員の指示に従わなければならないものとする。
- 5 乙は、委託業務の処理にあたって、常に甲の業務計画の円滑な遂行に協力するものとする。

(個人情報保護)

- 第8条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 2 前項の規定は、第6条により再委託する場合の再委託先にも適用する。

(情報セキュリティの確保)

- 第9条 乙は、この契約による業務を履行するための情報セキュリティについては、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。
- 2 前項の規定は、第6条により再委託する場合の再委託先にも適用する。

(調査等)

- 第10条 甲は、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(実績報告および検査)

- 第11条 乙は、甲の指示する時期及び委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。
 - 3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合にも適用する。
 - 5 第3項の補正に要する費用は乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

- 第12条 乙は、第11条第2項の規定による検査に合格した旨の通知を受けたときは、業務委託料の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の請求が正当であると認めたときは、当該請求を受理した日から起算して30日以内に乙に対し業務委託料を支払わなければならない。
 - 3 甲が、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する

法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

（履行遅滞の場合における延滞違約金）

第13条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率で計算した額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金の全額が100円未満であるときは、この限りでない。

（契約の解除及び違約金）

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- （1）委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- （2）この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。
- （3）第17条の規定によらないで、この契約の解除の申出があつたとき。
- （4）その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。
- （5）乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

- （6）乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命

令等が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却または訴却下の判決が確定したとき。

ウ 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員または使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（違約金）

第15条 乙は、前条第1項第6号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、この契約による委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者または構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（危険負担）

第16条 委託期間中に委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、この限りではない。

（乙による契約の解除請求）

第17条 乙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書類を提出し、この契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が明らかに損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、乙の契約解除の請求を承認するものとする。

（委託業務内容の変更等）

第18条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができるものとする。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約不適合責任)

第19条 第11条の検査完了後、納入物について仕様書との不一致（バグも含む。以下「契約不適合」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものでないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

2 甲は、当該契約不適合（乙の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。

3 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により本契約の目的を達することができないときは、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第11条の検査完了後であって、かつ甲が当該契約不適合を知った時から1年以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、検査完了時において乙が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は当該契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第21条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

甲

山梨県知事 長崎 幸太郎

乙